

## 神奈川県行政書士政治連盟支部運営規則

### (目 的)

**第 1 条** この規則は、神奈川県行政書士政治連盟（以下「本連盟」という。）規約第 37 条第 3 項の規定に基づき、支部の運営に必要な事項を定める。

### (名称及び区域)

**第 2 条** 支部の名称及び区域は、神奈川県行政書士会の支部と同一とする。

### (事 務 所)

**第 3 条** 支部の事務所は、支部長の事務所とする。

### (事 業)

**第 4 条** 支部は、本連盟の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員に対する本連盟への理解と啓蒙並びに政治意識の啓発に関すること
- (2) 国会議員並びに地方公共団体の議員及び長の各選挙における支援活動
- (3) 地域の関係団体との連絡協調
- (4) その他、本連盟の目的達成のため必要な事業

### (組 織)

**第 5 条** 支部は、その区域内に事務所を有する本連盟の会員（以下「支部会員」という。）をもって組織する。

### (支部役員)

**第 6 条** 支部に次の支部役員を置く。

- (1) 支 部 長 1 人
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 役 員 若干名

### (支部役員を選任)

**第 7 条** 支部長は、支部会員の中から支部大会でその候補者を選出し、本連盟の大会で承認を得て選任する。

2 副支部長及び役員は、支部会員の中から支部大会で選任する。

### (支部役員職務)

**第 8 条** 支部長は、支部の代表として支部を統括し、会務を遂行する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代理し、支部長が欠けたときはその職務を行う。

### (支部役員任期)

**第 9 条** 支部役員任期は、本連盟の役員任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。

2 支部役員が任期満了又は辞任により退任した場合において当該支部役員定数を欠くに至ったときは、その支部役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

### (支部役員退任)

**第 10 条** 前条第 1 項の規定にかかわらず、支部役員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、任期中といえども退任する。

- (1) 支部会員の資格を失ったとき
- (2) 辞任の申出をし、受理されたとき

**(支部大会)**

**第11条** 支部大会は、支部会員をもって構成する。

2 支部大会は、定時支部大会と臨時支部大会とする。

**(支部大会の招集)**

**第12条** 定時支部大会は毎年本連盟の定時大会より前に、臨時支部大会は支部長が必要と認めるときに随時、支部長が招集して開催する。

2 支部会員の総数の4分の1以上の者から、会議の目的たる事項及び臨時支部大会の招集の理由を記載した書面を提出して臨時支部大会招集の請求があったときは、支部長は、請求があった日から30日以内に臨時支部大会を招集しなければならない。

**(支部大会の議事等)**

**第13条** 支部大会の議長は、その支部大会において出席した支部会員の中から選任する。

2 支部大会は、支部会員の総数の3分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 支部大会の議事は、現に出席している支部会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

**(代理人による表決)**

**第14条** 支部大会に出席することができない支部会員は、書面で他の支部会員に表決を委任することができる。

2 前項の規定に基づき表決の委任をした者は、前条第2項及び第3項並びに第15条第2項の規定の適用については、支部大会に出席したものとみなす。

**(支部大会の議事録)**

**第15条** 支部大会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びに支部会員の総数、出席者及び表決の委任者の数を記載し、議長及び出席した支部会員の中から議長の指名した議事録署名人2人が署名捺印しなければならない。

3 支部大会の議事録は、支部長の事務所において保管する。

**(支部役員会)**

**第16条** 支部役員会は、支部役員をもって構成し、必要に応じて支部長が招集する。

**(支部役員会の議事等)**

**第17条** 支部役員会の議長は、支部長がこれにあたる。

2 支部役員会は、その構成員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 支部役員会の議事は、出席した支部役員会の構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

**(事業年度)**

**第18条** 支部の事業年度は、本連盟と同一とする。

**(支部規約)**

**第19条** 支部は、この規則及び神奈川県行政書士政治連盟規約の範囲内において、支部規約を制定することができる。

2 支部長は、前項の規定により支部規約を制定又は改廃したときは、これを会長に届け出てその承認を得るものとする。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。